

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

事業所名

代表者名

印

（電話番号 — ）

京丹後市はたらく女性活躍応援事業補助金事前着手届

京丹後市はたらく女性活躍応援事業補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第195号）第7条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので届け出ます。

記

1 交付申請予定額 円

2 事業実施期間 着手(予定)日 年 月 日

完了予定 年 月 日

3 事業概要

4 事前着手を必要とする理由

5 別記条件

- (1) 本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 本届出を提出されても、補助金交付申請書が提出されない場合、補助金の審査、交付決定等はいりませんので、事業を中止しない場合は、必ず申請すること。
- (3) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- (4) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。